「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

１． サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

（個別項目）

d. グリーン化の取組

・環境に配慮した「ものづくり」を推進するため、太陽光発電システムの導入や CO_2 フリー電力の活用を進めています。併せて、Scope1 および Scope2 の排出量を可視化・開示可能な仕組みを構築し、Scope3 にも対応できるよう段階的に取り組んでいます。

・ものづくりの過程において、廃棄プラスチックの抑制に注力しています。
当社はサーキュラーエコノミーを実現するための仕組みを構築しているため、取引先で発生する廃棄プラスチックのうち、当社で再利用可能なものは買い取り・再活用し、それ以外についても廃棄せず、リサイクル化できるよう支援しています。

・環境配慮型包装資材「Polyecolene®シリーズ」を通じて、私たち自身はもちろん、取引先の皆さまにも、包装資材を通じたサーキュラーエコノミーの実践を推進しています。

・会社全体で地球環境の保全に取り組んでおり、その一環として「グリーン調達」を推進しています。「自然環境との調和」を意識した企業活動を通じて、持続可能な社会の実現に貢献するとともに、地域社会への責任を果たします。取引先の皆さまには、当社の「CSR 推進行動規範ガイドブック」を周知しています。

e.健康経営に関する取組

・従業員一人ひとりの健康が企業の持続的成長の基盤であると考え、健康経営に積極的に取り組んでいます。経済産業省と日本健康会議が推進する「健康経営優良法人認定制度」において、「健康経営優良法人」に認定されています。こうした取り組みは、社内の健康意識の向上にとどまらず、取引先を含むステークホルダーの皆さまにも共有できるよう、積極的に情報発信を行っています。

２． 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣

行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、取引先と少なくとも年に１回以上の協議を行うとともに、取引先の適正な利益を含み、取引先における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②型管理などのコスト負担

「型取引の適正化推進協議会報告書」に掲げられている「型取引の基本的な考え方・基本原則について」や、「型の取扱いに関する覚書」を踏まえて型取引を行い、不要な型の廃棄を促進するとともに、取引先に対して型の無償保管要請を行いません。

③手形などの支払条件

取引先への支払いは可能な限り現金で支払います。

④知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、取引先に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、取引先に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

３．　その他（任意記載）

ＢＣＰ認定

当社は、災害時や緊急時においても事業が継続的に行われるよう、事業継続計画（令和４年度中小企業庁認定）を策定し、従業員並びにステークホルダーの皆さまへの周知に努めています。

２０２６年１月１４日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

和光紙器株式会社	代表取締役　本橋　志郎
企　業　名	役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。

・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。